

第33回宇宙政策委員会 議事録

1. 日時：平成26年12月18日（木） 10：00－11：00

2. 場所：内閣府宇宙戦略室大会議室

3. 出席者

(1) 委員

葛西委員長、松井委員長代理、青木委員、中須賀委員、山川委員、山崎委員

(2) 政府側

小宮宇宙戦略室長、中村宇宙戦略室審議官、頓宮宇宙戦略室参事官、内丸宇宙戦略室参事官、森宇宙戦略室参事官

4. 議事次第

(1) 新「宇宙基本計画」（素案）及び新「宇宙基本計画」工程表（素案）に関する意見募集の結果について

(2) 意見募集の結果等を踏まえた新「宇宙基本計画」（素案）（本文及び工程表）の修正について

(3) その他

5. 議事

(1) 新「宇宙基本計画」（素案）及び新「宇宙基本計画」工程表（素案）に関する意見募集の結果について

新「宇宙基本計画」（素案）及び新「宇宙基本計画」工程表（素案）に関する意見募集の結果について、事務局より報告があり、その後、これについて審議を行った。（以下、○質問・意見等、●回答）

○工程表に関するパブリックコメントの質問内容が、宇宙基本計画の工程表そのものに関するものというより、宇宙基本計画の本文の内容に関するものが多かったとの説明があったが、工程表に関する指摘、コメントの割合が非常に少なかったということか。（山川委員）

●工程表の矢印の位置に関する意見などがわずかながらあったが、むしろそのバックグラウンドにある本文に書かれている内容についてのコメントが大半を占めていたと思う。（小宮宇宙戦略室長）

○資料1では、意見を「1. 全般」、「2. 宇宙安全保障の確保」等と分類しているが、どのような考え方で整理したのか。（葛西委員長）

●整理の仕方としては、最初に全般論を置いた上で、三つの目標である、「宇宙安全保障の確保」、「民生分野における宇宙利用推進」、「産業・科学技術基盤の維持・強化」について整理し、その後は個別のプロジェクトごとに整理した。要するに、本文の構成に従ってパブリックコメントの整理をしたということ。
(小宮宇宙戦略室長)

○寄せられた意見のうち、9割は計画全体の方向性を前提として認めた上で細かい具体的な意見・提案を行っているという点は大事である。(中須賀委員)

(2) 意見募集の結果等を踏まえた新「宇宙基本計画」(素案)(本文及び工程表)の修正について

意見募集の結果等を踏まえた新「宇宙基本計画」(素案)及び新「宇宙基本計画」工程表(素案)の修正について、事務局より報告があり、その後、これについて審議を行った。審議の結果、修正案である新「宇宙基本計画」(原案)の本文及び工程表については、一部修正の上、委員会として了承された。なお、修正については、委員長一任となった。

○宇宙基本計画の本文及び工程表に人工衛星等の整備年度が記載できるようになったというのは大変大きな成果である。宇宙戦略室だけでなく各省庁も財務当局との調整に尽力していただき、心より感謝申し上げます。特に先進光学衛星等について、直近のものだけではなく、後継機も記載できるようになったというのは意義深い。なお、年度については、実際はどのような段階と理解すればよいか。決定と考えてよいのか。それともまだ調整が必要な段階と理解すべきか。(中須賀委員)

●査定の最終段階の相場観を表していると思う。(小宮宇宙戦略室長)

○総務省、文部科学省の光データ中継衛星と内閣官房のデータ中継衛星については、当面別々のものとして扱われるのか。(山川委員)

●総務省・文部科学省の光データ中継衛星と内閣官房のデータ中継衛星については、関係府省の間で相乗りの可能性も含めて検討中と聞いており、今の段階で相乗りするかどうかの意思決定をしているわけではないと理解している。(森宇宙戦略室参事官)

○宇宙基本計画の工程表（総括表）については、開発期間ではなくて軌道上の運用期間が記載されるという理解でよいか。そうであれば、開発期間ではないことを明記する必要はないか。（中須賀委員）

●ご理解の通りである。明記する方向で検討したい。（小宮宇宙戦略室長）

○早期警戒機能等についてだが、早期警戒機能のための宇宙実証や軌道実証といった言葉は書き込んでおく必要はないのか。（山川委員）

●早期警戒機能については、宇宙実証や軌道実証を書き込む以前の段階で詰めなければいけないことがあるという認識である。（小宮宇宙戦略室長）

○資料1のページ「本文・回答-17」の14-18において、宇宙旅行事業の実施体制整備のための政策的支援について「宇宙活動法整備の検討事項の1つと考えている」との回答をしているが、例えば宇宙旅行などサブオービタルも宇宙活動に該当することになってくれば、例えば国土交通省など、現在入っていない省庁も宇宙活動法の担当省庁に追加されていくという理解でよいか。宇宙活動法にサブオービタル等を含めるかどうか、現状どう考えているか、お伺いしたい。（山崎委員）

●宇宙活動法やリモートセンシング衛星に関する法制については、年明け以降に委員会で取り上げるべき非常に大きなテーマと理解している。宇宙活動法については関係省庁が多岐にわたるので、宇宙基本計画の工程表の毎年の改訂の段階で、関係省庁と真摯な議論をしていく必要があると考えている。（内丸宇宙戦略室参事官）

○そうすると宇宙活動法については年明け1月から始まる宇宙政策委員会の中で詰めていくということか。（山崎委員）

●諸外国を見ると宇宙活動法は基本的には衛星もしくは惑星、もしくは太陽系脱出という話が対象であるので、サブオービタルの扱いは検討が必要だと理解している。（小宮宇宙戦略室長）

以上